

第53回 民間資金等活用事業推進委員会 議事要旨

日時：令和2年5月20日（水）（書面開催）

【委員】

委員長	三井物産株式会社 代表取締役会長	飯島 彰己
委員長	東京大学経済学部 教授	柳川 範之
代理		
委員	一般社団法人京都経済同友会 常任幹事	上村 多恵子
同	関西大学環境都市工学部都市システム工学科 教授	北詰 恵一
同	千葉工業大学工学研究科 准教授	倉斗 綾子
同	東北大学大学院法学研究科 教授	飯島 淳子
同	関西学院大学経済学部 教授	上村 敏之
同	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授	谷口 綾子
同	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授	山口 直也

【議題】

1. PPP／PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）（案）等について
2. 公共施設等運営権ガイドライン等の改正について

【資料】

資料 1-1	PPP／PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）（案）
資料 1-2	PPP／PFI推進アクションプラン（令和2年改定版） （令和元年改定版からの修正版）
資料 1-3	PPP／PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）概要版
資料 1-4	事業規模・コンセッション事業等の重点分野の状況及び

	PPP／PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる 具体的取組の進捗状況
資料 2-1	運営権ガイドライン等の改正について（概要）
資料 2-2	公共施設等運営権ガイドライン改正案
資料 2-3	契約に関するガイドライン改正案
資料 2-4	参照条文等
資料 3-1	PFI委員会等スケジュール （アクションプラン令和2年改定版策定まで）
資料 3-2	PFI推進委員会、計画部会、事業推進部会の今後の予定
参考資料 1	PFI推進委員会について
参考資料 2	PPP／PFIの更なる推進に向けた施策の方向性について （令和2年2月民間資金等活用事業推進委員会）
参考資料 3	参考資料集
参考資料 4	令和2年度 PPP／PFIに関する支援対象の決定について
参考資料 5	令和2年度 地域プラットフォーム協定制度の協定先（第2次）の 決定について

【議事概要】

第53回民間資金等活用事業推進委員会を书面開催し、議題1の「PPP／PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）（案）等について」及び議題2の「公共施設等運営権ガイドライン等の改正について」の各議題に関する審議を行った。なお、各委員の意見及び事務局回答は別紙の通り。

また、各委員からの意見を適切に反映することを前提に：

1. PPP／PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）（案）
2. 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン改正（案）
3. 契約に関するガイドライン改正（案）

について、民間資金等活用事業推進委員会としてそれぞれ了承した

以上

【議題1】アクションプラン（案）について

【別紙】

■総括的意見

No	頁	該当箇所	委員名	委員意見等	事務局回答
全体に関して					
1			飯島(彰) 委員長	<p>新型コロナウイルスがPPP/PFI事業推進に与える影響を早期に確認する必要があります。ピフォーコロナ、ウイズコロナ、アフターコロナで社会環境が劇的に変化する中、生活様式や行動パターンなどの要因で変わらざるをえないもの、その一方で変わらないものを検証し、短期的及び中長期的な影響を分析する事が重要です。従いまして、短期と中長期両方の取り組みを検討する必要がありますと思います。</p> <p>PPP/PFIアクションプランの重点分野には、空港、クルーズ船向け旅客ターミナル施設など、既に新型コロナウイルスの影響を大きく受けている分野が含まれており、必要に応じ、本アクションプランも迅速かつ柔軟に見直していく必要があります。</p> <p>また、厳しい環境下ではありますが、地方創生というテーマの中で、官民のリスク分担、民間企業の収益性確保のバランスを十分考慮して推進されるのが望ましいと思います。</p> <p>PPP/PFI事業は地方公共団体が主体性に推進するものと了解致しますが、取り組みの入口の時点で、資金面や人材がボトルネックにならぬ様、きちんと支援すると共に、実効性のある具体的な施策を期待します。今後の計画部会、事業推進部会にて議論を深めて頂き度い。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、アクションプランの策定および今後の政策実施に活かしてまいります。</p> <p>新型コロナウイルスによる影響については、2. 基本的な考え方に追記しました通り、影響について早急に分析・検証を行うこととし、それを踏まえて、短期及び中長期の取組についても検討してまいります。また、ご指摘のとおり、空港やクルーズ船向け旅客ターミナル施設などの重点分野については、コロナウイルスによる影響が大きく、クルーズ船向け旅客ターミナル施設分野の新たな数値目標の設定を1年延期する等を行っていますが、引き続き状況の注視が必要だと考えています。</p> <p>また、より一層のPPP/PFIの推進に向けて、民間企業の参入意欲を引き出すためにも、官民リスク分担や収益性確保のバランスについても留意のうえ進めてまいりたいと思います。</p> <p>資金面や人材がボトルネックとならないよう、専門的な人材の育成、活用の仕組みの検討や、SPCの株式流動化やPFI推進機構の活用など資金面での支援等について、今後、計画部会、事業推進部会において議論を深めてまいります。</p>

【議題1】アクションプラン（案）について

■アクションプラン修正に関する委員意見及び回答

No	頁	該当箇所	委員名	委員意見等	事務局回答
全体に関して					
2			上村(多)委員	令和2年度改定版アクションプランは、かなり積極的かつ具体的な改定案であり、よくまとめられていると思うので、スピーディな実行を望む。 ただ懸念として、コロナ後の景気低迷、経済の落ち込み等が予想され、その下では、あらゆる需要不足により、PPP/PFIプロジェクトが成立しにくくなる恐れがある。それゆえ、さらなる制度基準をよく成立させやすい見直しの必要が出てくる可能性を含めておかなければならない。 また、反面、国と地方共に財政出動が必要となり、むしろ、PPP/PFIの基準を下げ資金をこれにより生み出しこの資金を他の政策に回すということも考えねばならない。 また、すでにできあがったPPP/PFIのプロジェクトやSPCへのさらなる財政支援や責任の分担の見直し、さらには増資等による資本の増強も必要になるかもしれない。 それらをコロナ後のPPP/PFIを推進するのに見すえておかなければならない。	頂いたご意見を踏まえ、2. 基本的な考え方にコロナウィルスの影響を踏まえた追記を行います。 今後コロナウィルス等への対応を含めて、更なる財政逼迫等が懸念される中で、公共サービスを維持するためには、効率的に民間企業の創意工夫や資金等を活用する必要があると考えており、その際の官民のリスク分担等について、頂いたご意見も踏まえて検討を行ってまいります。
3 推進のための施策					
3	7	3. (1) ①	飯島(淳)委員	公共施設等運営権者が実施できる「建築」の範囲等について、「建築」という用語は、関係者には十分に明らかであると理解してよいか。 PFI法15条の2はノーアクションレター制度に類似するようにも思ったが、例えば、この規定の活用などによって、範囲の明確化の要望が積み重なり、今回の対応に至ったなどの背景はあるのか。	・いただいた御意見の趣旨を踏まえ、以下の通り修正します。 「具体的には、公共施設等運営権者が実施できる 業務建築 の範囲等に関する課題や（以下略）」 ・民間事業者から、当室への問い合わせを通じて、実施可能な業務（建築）の範囲の明確化について要望があったこと等を踏まえ、検討に至ったものです。
4	8	3. (1) ④	北詰委員	人材確保→CFを生み出しにくいインフラ積極導入というロジックは、むしろそれ以外の理由の方が大きいように思い、少々違和感がある。（おそらく、「地方公共団体職員が不足する中、必要な人材を確保し」という部分が、文頭の「インフラの老朽化に加え」に比べて文字が長いからかもしれない。） ①インフラの老朽化が進んだとしても良好な公共サービスを実現することに主眼をおき、②公共団体職員が不足しても効率的にサービス提供できるPPP/PFIが期待される、といったロジックの方が望ましいように思う。 あくまで違和感の問題なので、その範囲で検討してもらいたい。	頂いたご意見を踏まえ、以下の通り修正します。 「インフラの老朽化に加え、地方公共団体職員のが不足に対応しつつ、 する中、必要な人材を確保し、 効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、」
5	8	3. (1) ④	谷口委員	道路など、施策の方向性3にある「CFを生み出しにくいインフラ」は、そもそもPFIにそぐわない公共財である可能性もあり、建設や維持管理の質が担保されるよう慎重に進める必要があると思われる。国として、自治体としてシビルミナムをどこに求めるのか、時代によっても変わるのかもしれないが、公共が行うべきところは責任を持って進めていただきたい。	頂いたご意見を踏まえ、以下の通り修正します。 「公共サービスの質の維持等に 十分な適切な 配慮を行いつつ」
6	10	3. (2) ii)	北詰委員	期間満了PFI事業の検証から得られた知見に関する議論は、（期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検証に向けた趣旨も含むなど）これ以上に色々行われたように思うが、この文章だと少々物足りないと思われる。 （追加文案） 「 期間満了直前ではなく、より早い段階から検討を可能とし、事業期間中の有効な情報を十分に共有しつつ、その時点での新しい取り組みを積極的に導入するよう、民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会で行われた～ 」	頂いたご意見を踏まえ、以下の通り修正します。 「その知見を踏まえ、 期間満了後の検証のみならず、期間満了前における次期事業の検討に活かすほか、地方公共団体等における類似した事業において有効に知見を共有・活用することを意図し、事後評価等のマニュアルを作成・周知のうえ、～ 」

【議題1】アクションプラン（案）について

■その他の意見

No	頁	該当箇所	委員名	委員意見等	事務局回答
2 PPP/PFI推進にあたっての考え方					
7	1	1. 2. (1)	上村(敏) 委員	PPP/PFIの導入により、「新たなビジネス機会の拡大」「地域経済好循環」が高まることを示すアウトカム指標は存在するのか。もし、存在するならば、それを全国に共有することで、多くの地方自治体が取り組みやすくなるのではないかとと思われる。 ・PPP/PFIはあくまで手段であり、導入が目的化することは避けるべき。 ・PPP/PFIを全国に広げるためには、アウトカムの「見える化」が重要であり、それを全国で共有することが大切。 ・「地域経済好循環」に関して、よくある批判として、地域外の企業しか受注できないのではというものがあるが、地域外の企業でも、新たな雇用を生み出す場合もあり測定の工夫が必要と思う。地方自治体にとって、地域活性化は重要な関心事であるため、その視点から成果の見せ方の工夫は大切かと思われる。	・「地域経済の好循環」等を直接的に評価するアウトカム指標の設定は行っていませんが、地域プラットフォームへの参画状況やプラットフォームを通じた案件形成などについて指標を設定し、地域におけるPPP/PFIの推進や地方公共団体の取組状況について評価しているところです。 ・ご指摘の通り、PPP/PFIはあくまで手段であると認識しており、委員のご意見を参考にしつつ、地方公共団体が取り組みやすくなるような成果の見せ方の工夫について検討してまいります。
3 推進のための施策					
8	7	3. (1) ①	北詰 委員	「運営等」と、「建設」「製造」「改修」とは、必要なノウハウや適切な事業フレームが異なることも、一方では特徴ではないかと考える。ここでは、「建設」「製造」「改修」に食い込んでいくことを是としており、その通りではあるが、デメリットも踏まえておく必要があるため、文中で上記の記載とすると明確になる。 (修文案) 「このため、運営事業者により実施することが可能なでメリットが期待できる範囲を明確化し、～」	委員の御指摘のとおり、実施可能な業務（建築）の範囲の明確化に際してはデメリットも踏まえる必要があると考えており、案文上「（…事業内容）など（を考慮した十分な検討を行う。）」で読み込む整理をしているところですが、今後の法制化等に向けた検討に際して、委員のご意見を参考にさせていただきます。
9	8	3. (1) ④	上村(多) 委員	「SPC株式の流動化促進」は、本来は社会インフラの様式としてはなじみにくいが、コロナの今や必要な政策なのかもしれない。しかし方法や基準等は慎重に行うべき。	ご指摘の通り、コロナウィルス等で大きな影響を受ける中では、PFI事業への資金供給元の裾野拡大等は必要性を増していると考えます。 頂いたご意見を踏まえ、ガイドライン改正等について、今後慎重に検討を進めてまいります。
10	16	3. (4)	上村(多) 委員	実績ある民間提案の中で、それを下支えするアドバイザー企業は官と民とのコーディネート役でもあり、かつ主体者として参画してもらうことができる。その促進のためにも透明性を確保しながら積極的に、さらに活用すべし。	頂いたご意見を踏まえ、今後民間提案マニュアル改定等に向けた事例調査等を行い、活用の可能性を検討してまいります。
11	16	3. (4)	谷口 委員	自治体のどの部署、誰に周知するのがとても重要。きちんと受け止めてもらうためには、一定程度、裁量権のある担当者にコンタクトできるルート、仕組みが必要と思われる。	頂いたご意見を踏まえ、実効性のある体制構築を促せるよう周知先および手法についても留意いたします。
12	18	3. (6)	上村(多) 委員	リスクマネーの「呼び水」として、全国的にPPP/PFI事業を積極的にかつ民間金融機関を補完して推進してきた機構であるが、PFI法上設置期限がある。今の状況、またコロナ状況を見据え、今後のあり方について期限延長も含め検討が必要である。	委員御指摘の旨は案文上「…こうした状況を踏まえ、機構の今後のあり方について、設置期限を含め、検討を行う」として記載しているところです。今後の検討に際して、委員のご意見を参考にさせていただきます。

【議題1】アクションプラン（案）について

■その他の意見（続き）

No	頁	該当箇所	委員名	委員意見等	事務局回答
4 集中取組方針					
13	21	4. (2) ①、⑦、⑧	集中取組方針	倉斗委員 <p>新型コロナ禍における国内外の経済状況が、今後我々の想像を超えて大きく変動するであろうと思われ、「今後のコンセッション事業の推進」という本委員会の主旨に、現在賛同しかねている。</p> <p>集中取組方針の重点分野に挙げられる、空港やクルーズ船ターミナル（や、同様にMICE施設に）については、本当に今後重点分野とできるのか。</p> <p>（コロナウィルスによる影響など）経済が縮小した場合、多くの自治体で老朽化する公共施設の再編がオリンピック後に計画されていたことを考えると、建設費の抑制、人員確保の面からも、まずはそうした既存公共施設の維持、充実が優先ではないのか。</p> <p>アクションプランに記載のある公共施設等は、いずれも今後も維持し続けねばならない重要施設であることは理解できるが、重要であるが故に、民間の力を導入することのメリットだけでなく、デメリットも生じることの危険性は、景気の状況が悪化することを考えると高まるのではないかと懸念する。あくまで選択肢の1つではあるが、これらの事業について強くPFIを推進することには疑問である。</p>	<p>ご指摘の通り、空港やクルーズ船ターミナル及びMICE施設等についてはコロナウィルスによる影響が大きく、クルーズ船向け旅客ターミナル施設分野の新たな数値目標の設定を1年延期する等を行っています。引き続き状況の注視が必要だと考えています。</p> <p>また、PPP/PFI事業の実施に際しては、各公共事業の管理者等が自らその必要性を適切に判断できるよう、メリットのみならず導入における留意点等についても、ガイドライン等を通し情報展開を行ってまいります。</p> <p>なお、集中取組方針に記載している項目については、未来投資会議での議論を踏まえて記載しており、そちらの会議事務局にもご意見頂いた旨共有させていただきます。</p>
その他					
14				谷口委員 <p>数値目標だけが一人歩きしないように、人々の受容性も考慮して質的な分析や評価もしっかりと行うべきと思われる。</p>	<p>PPP/PFI事業の実施に際しては、各公共事業の管理者等が自らその必要性を適切に判断できるよう、メリットのみならず導入における留意点等についても、ガイドライン等を通し情報展開を行ってまいります。</p>

【議題2】 公共施設等運営権ガイドライン等の改正について

■公共施設等運営権ガイドライン等の改正に関する委員意見及び回答

No	頁	委員名	委員意見等	事務局回答
2-1 運営権ガイドライン等の改正について（概要）				
15	2 改正内容 (1) 運営権ガイドライン ①物価変動リスク	倉斗 委員	<p>ア 「運営権者の効率化努力等の及ばない急激な物価変動が生じた場合に利用料金への転嫁を可能とする仕組みを定めておくこと」</p> <p>イ 「物価変動の定義として、賃金指数や国内企業物価指数等の物価指数が一定の時期・期間における指数から一定の割合以上変動した場合とすること」</p> <p>とあるが、「急激な物価変動」や「一定の時期・期間における指数から一定の割合以上変動した場合」の基準が分からなく、懸念している。水道料などの利用料金への転嫁ということであれば、人々の生命に関わる重要なインフラであるため基準なく利用料金がどの程度変わるのかも分からない、と言う状況は賛同しかねる。</p>	<p>物価変動の利用料金への転嫁の基準に関しては、事業分野ごとに勘案すべき事項が異なる等のため、各事業分野でのガイドライン（例：水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン【厚生労働省】）や手引き等を参考にすることが望ましいとしております。</p> <p>（7）物価変動の利用料金への転嫁に関する計算式としては、一つの例として、以下の計算式が考えられるが、事業ごとに勘案すべき事項が異なることから、各事業分野のガイドラインや手引き等において、事業の特性に応じた利用料金の計算式や各物価変動が事業全体のコスト等に与える影響等について記載されている場合、管理者等はそれらのガイドライン等を参考にすることが望ましい。（以下略）</p>